

改正

平成25年 9 月 4 日規則第30号

平成26年 3 月31日規則第28号

日南市補助金等交付規則

(目的)

第 1 条 この規則は、法令に特別の定めのあるもののほか、補助金等に係る予算の執行について基本的事項を定めることにより、その適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、利子補給金及びその他これらに類するものをいう。
- (2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第 3 条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（別記様式第 1 号）又は契約の申込みにあつては、契約に関する書類に次に掲げる書類を添え、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

2 市長は、前項に定めるもののほか、市税等の完納証明書その他必要な書類を補助金等交付申請書及び契約に関する書類に添付させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第 4 条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項に修正を加

えて補助金等の交付の決定をすることができる。

- 3 市長は、第1項の調査の結果により補助金等を交付することが不適当と認めたときは、速やかに申請者に対しその旨を通知しなければならない。

(補助金等の交付の除外)

第4条の2 市長は、補助金等の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は前号に掲げる暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金等の交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- 2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため、必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、補助金等交付決定通知書（別記様式第2号）により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情の変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により補助事業を遂行することができない場合

3 市長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(補助事業の遂行等)

第9条 補助事業者は、この規則の定め並びに補助金等の交付の目的、決定の内容及びこれに付した条件その他この規則に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、かつ、補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となっている利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることを含む。）をしてはならない。

2 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に報告してその指示を受けなければならない。

(1) 事業計画書、収支予算書その他第3条の規定により市長に提出した書類の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(状況報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行に関する報告を求めることができる。

(実地調査)

第12条 市長は、必要に応じて補助事業の遂行状況を実地に調査することができる。

2 第14条の規定は、前項の調査について準用する。

(補助事業の遂行命令等)

第13条 市長は、第11条の規定による報告を受けた場合又は前条の規定による調査をした場合において、補助事業が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（原則として登記ができるものは、登記後とし、また、補助対象事業が継続して行われている場合は、各年度の第4・四半期とする。）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、事業実績報告書（別記様式第3号）に市長の定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを事業実績調査確認書（別記様式第4号）により調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、事業補助金等確定通知書（別記様式第5号）により当該補助事業者に通知しなければならない。

(是正措置)

第16条 市長は、第14条の規定による報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金等の交付の時期)

第17条 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後（補助事業が継続して行われている場合には各年度末）に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前（補助事業が継続して行われている場合には、その年度途中）に交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が補助金等を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金等の交付の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第20条 補助事業者は、前2条の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定の適用については、当該補助金等が2回以上に分けて交付されている場合は、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとみなし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられ

た補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者が補助金等の返還を命ぜられこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5 市長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止等）

第21条 市長は、補助事業者が、補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものは、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第5条第2項の規定による条件に基づき、補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（1） 不動産及びその従物

（2） 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物

第23条 市長は、前条に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

（立入検査等）

第24条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に報告させ、又は当該職員にその事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補則）

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年 3 月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の日南市補助金交付規則（昭和52年日南市規則第25号）又は補助金等の交付に関する規則（昭和42年南郷町規則第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年 9 月 4 日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日規則第28号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいてなされた手続は、この規則の相当規定に基づいてなされた手続とみなす。

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

補助金等交付申請書

年 月 日

日南市長 様

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名 ㊤
(又は氏名)

年度 事業について補助金等の交付を受けたいので、日南市補助金等
交付規則を承知のうえ、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助事業名	
2 交付を受けようとする補助金等の額	
3 申請者の営む主な事業	
4 補助事業の目的及び内容	
5 補助事業の執行に関する事業計画書及び収支予算書（別紙）	

補助金等交付決定通知書

年 月 日

様

日南市長 印

年 月 日付けをもって申請のあった について、下記
のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付決定額
- 3 補助金等交付予定時期
- 4 補助条件
 - （1） 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - （4） その他日南市補助金等交付規則の規定を遵守すること。

事業実績報告書

年 月 日

日南市長 様

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名
(又は氏名)

年 月 日付け日第 号により補助金等の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の実施状況
 - (1) 補助事業経費収支計算
 - (2) 補助事業の経過又は成果を証する書類等
- 4 補助金等の交付決定額と精算額
 - 補助金等の交付決定額
 - (補助金等の既交付額)
 - 補助金等の精算額

様式第4号（第15条関係）

年度

事業実績調査確認書

年 月 日

所属

職名

氏名

印

年 月 日付け 年度

事業実績報告書について調査の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

記

様式第5号（第15条関係）

事業補助金等確定通知書

文 書 番 号

年 月 日

様

日南市長

印

年 月 日付けの

事業実績報告書により

年度

事

業補助金等の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助確定金額
- 3 補助条件

（1） 日南市補助金等交付規則の規定を遵守すること。